

法律学科履修案内

(2006から2013年度入学者に適用)

【カリキュラムの特色】

法律学科のカリキュラムは、まず法体系全体の基本となっている「憲法・民法・刑法」を基礎から丹念に学修し、そのうえに立って特別法ないし特殊な領域の法に学修の対象を広げていくという構成になっています。特に2年次からはコース制をとっており、みなさんは、各自の将来の進路や問題関心に応じて、「法律職コース」、「企業法務コース」、「現代社会コース」のいずれかを選択することになります。

「法律職コース」は、裁判官、弁護士、検察官等の狭義の法律職(「法曹」と呼びます)を目指す者のほか、司法書士、行政書士、不動産鑑定士、税理士、裁判所職員、法律事務所職員等の広義の法律職またはその補助職(「隣接法律専門職」と呼びます)を希望する者を対象としたコースです。憲法・民法・刑法等の基本六法を中心として、それらをより専門的に学ぶ特講科目や実務的な法律科目を重点的に履修することにより、法律の解釈・適用をめぐる問題を実践的に学修することを目的としています。また、法曹を目指し法科大学院に進学を希望する者のために、民法を重点的に学修するクラスを特設しています。

「企業法務コース」は、現代社会を支える企業活動の担い手として、経営・取引実務上必要とされる法学的素養を備えた人材の養成を目指したコースです。民法・商法を中心として、経済法、消費者法、金融法、中小企業と法、知的財産法等の科目を重点的に配置しています。「関連科目」中の経済学系の科目を合わせて履修することにより、現代の企業社会への認識を深めながら、広く企業・経営実務をめぐる法律問題を学修することができます。

「現代社会コース」は、現代社会に生起する多様な法現象を網羅するように科目を配置して、先端的な社会問題に対応する能力を育成することを目的とします。他のコースよりもやや選択の幅を広くし、特定領域に特化した学修をすることも、また、領域を限定せずに網羅的な学修をすることも可能です。法律職や企業活動などに限定するばかりではなく、公益的な活動や市民としての活動に問題関心のある者を対象としたコースです。

以上のようなコース制のほか、みなさんの多様な進路選択に対応するために、次のような仕組みを用意しました。

英語を集中的に学修して将来に生かしたいと考えている人に向けて、2014年度より、「法学政治学英語特講」を設けました。

法曹を目指し法科大学院への進学を希望する人や、隣接法律専門職の資格試験に挑戦する人を主な対象として、民法・刑法について、2012年度より、「法学部・法科大学院連携講義」(「法律学特講」の枠を参照してください)を開講しています。

【履修の心構え】

法律学科では、3コースごとに選択必修とする科目に違いを設けることによって、コース制の特色をより明確に出すことにしました。これは、みなさんが早い時期から将来の進路志望や勉学方針をじっくり考えて、それに相応しい効果的な内容の学修をすることを期待しているからです。したがって、1年次の授業科目を履修する際にも、できるだけそのための心の準備をしながら、目的意識をもって主体的に授業に臨むようにする必要があります。

コースの選択は2年次の履修科目登録時に行いますが、各コースとも定員はなく、各自の希望により自由に選択することができます。なお、学修を重ねていく途中で進路志望や問題関心が変わるということもありえますので、その後の各年度開始時にコースを変更することも可能ですが、卒業要件となる履修科目と修得単位の内容に違いがありますので、コースの変更は、各自の既修得単位などを点検しつつ、慎重に行ってください。

法曹を志望する者は、法科大学院に進学して勉強を重ね、司法試験を受験するのが現在の一般的なコースです。司法書士や税理士など隣接法律専門職の志望者も、それぞれの国家試験を受験する必要があります。これらの道に進むことを希望する学生は、将来の進学・受験を見据えて、法学部在籍中に基本的な法律科目をしっかりと学んでおくことが重要となります。上記「法学部・法科大学院連携講義」はそのための補助手段です。もっとも、受験科目に過度に集中するのではなく、幅広い諸科目を勉強しておくのもまた、大切なことです。